

県立学校児童・生徒結核検診実施要領

1 対象

対象A：中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部・中学部の全学年

対象B：高等学校（専攻科含む）、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の1学年

ただし、前年度に実施したものは除外することができる。また、その他転入学生徒、編入学生徒への実施については、学校医及び体育保健課と相談の上決定する。

2 方法及び技術的基準

学校保健安全法施行規則第7条第5項

3 事後措置

(1) 学校保健安全法施行規則第9条

(2) 要医療（区分1）または要観察（区分2）の児童生徒については、学校医、体育保健課、保健所（健康福祉事務所）との連携の下、適切に対応する。

(3) 学校を管轄する保健所（健康福祉事務所）が指定する報告書を作成する。結核健康診断を実施した翌月の十日までに保健所（健康福祉事務所）に直接提出する。

県立学校幼児・児童・生徒尿検査実施要領

1 対象

当該学校に在籍する幼児・児童・生徒

2 検査の項目、方法及び技術的基準

1次検尿、2次検尿は、尿（早期第一尿か登校後1時限終了後の尿）中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚部においては、糖の検査を除くことができる。

3 事後措置

(1) 学校医の総合判定の結果を保護者に通知し、精密検査を要する幼児・児童・生徒については保護者の責任において精密検査を受け、腎臓疾患の早期治療につとめる。2次検尿陽性者に対して、通知を行い、精密検査を勧めるが、はじめから検査所見が強陽性のときや、次第にその陽性度が強くなるときは、専門医による治療を受けるよう指導する。

(2) 受診した医療機関での精密検査が終了した段階で、暫定的な診断をつけ、それに基づいた生活管理を行う。経過をみて診断される者や、専門病院で詳しい検査を行ってから診断される者など数か月後に病気の診断がつく場合があることに留意する。

(3) 学校生活管理指導表や糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表に基づいて生活管理や生活指導を行うため、保護者や本人と具体的な活動内容を確認する。判断が難しい場合等は、保護者の了解を得た上で、主治医等に連絡相談を行うことも必要である。

県立学校児童・生徒心臓検診実施要領

1 対象

対象A：当該学校に在籍する幼児・児童・生徒

対象B：(1) 特別支援学校の小学部の第1学年

(2) 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の第1学年

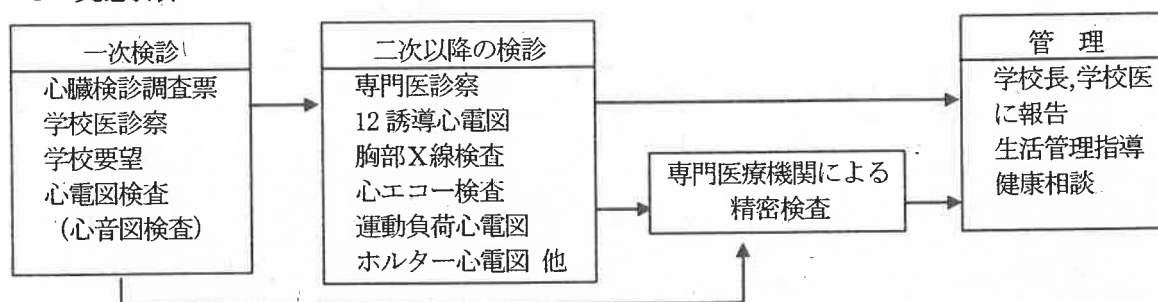
(3) 高等学校（専攻科含む）、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の1学年

ただし、前年度に実施したものは除外することを原則とし、その他転入学生徒、編入学生徒への実施については、学校医及び体育保健課と相談の上決定する。

2 検査の項目、方法及び技術的基準

学校保健安全法施行規則第7条第6項

3 実施手順



参考「学校心臓検診の実際 スクリーニングから管理まで 令和2年度改訂」公益財団法人日本学校保健会

4 事後措置

(1) 学校医の総合判定の結果を保護者に通知し、精密検査を必要とする幼児・児童・生徒については、保護者の責任において精密検査を受け、心臓疾患の早期治療・適切な保健管理につとめる。既に、医療機関に定期的に受診している者は二次以降の検診対象者とせず、主治医により記入された学校生活管理指導表を保護者に提出してもらう。

(2) 学校生活管理指導表に基づいて生活管理や生活指導を行うため、保護者や本人と具体的な活動内容を確認する。確認した内容に基づき、全教職員で AED の適正使用も含めた共通理解を図り、管理・指導を行う。判断が難しい場合等は、保護者の了解を得た上で、主治医等に連絡相談を行うことも必要である。